

## おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(北部・離島地域振興)補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、北部市町村及び離島市町村（以下「市町村」という。）が定める地域特産物を域外へ出荷する際の生産者の負担軽減を図るため、市町村が行う取組に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、沖縄農林水産物条件不利性解消事業費補助金交付要綱（令和7年3月28日府政沖第132号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 北部市町村 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町をいう。
- (2) 離島市町村 石垣市、うるま市のうち津堅島地区、宮古島市、南城市のうち久高島地区、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町をいう。
- (3) 域外 離島市町村については、沖縄本島及び県外（北海道、本州、四国及び九州（鹿児島県に属する離島を除く。）をいう。）をいう。北部市町村については、県外をいう。
- (4) 地域特産物 別表第1に掲げる県内で生産された農林水産物（水産物については県内で水揚げされたものをいう。）のうち市町村が定める品目及びその一次加工品をいう。
- (5) 一次加工品 市町村が定めた県産農林水産物を当該市町村内で加工し、飲食料品の原料又は材料として販売するものをいう。
- (6) 出荷団体 次に掲げる団体のうち、当該団体又はその構成員が地域特産物の出荷を行い、かつ、市町村内に出荷等の拠点を有する団体をいう。
  - ア 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合又は農事組合法人
  - イ 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合
  - ウ 森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する森林組合又は森林組合連合会
  - エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する組合等に規定する組合等
  - オ 農林漁業者等の組織する団体
  - カ その他、知事が認める団体

### (交付の対象となる事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、出荷団体が地域特産物を域外の卸売市場や小売業者等の事業者へ出荷するのに要する輸送費（無料で提供される試供品等の輸送費は除く。以下「輸送費」という。）の全部又は一部について、市町村が補助金を交付する事業とする。

### (輸送費の対象期間)

第4条 補助事業の対象とする輸送費の対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。）の4月1日から3月31日までとする。

### (補助金の額)

第5条 補助事業により交付する補助金の額は、次の各号のいずれか低い額に、域外出荷重量を乗じて算出した額とする。

- (1) 1キログラムあたりの輸送費（税抜）
- (2) 別表第2「基準額」欄に掲げる金額

（補助対象経費）

第6条 市町村が補助事業に要した次の経費（税抜）とする。ただし、（2）については、石垣市及び宮古島市に限る。

- (1) 補助金
- (2) 会計年度任用職員に係る報酬、職員手当、共済費、費用弁償

（補助金の交付申請）

第7条 市町村は、毎年度知事が定める日までに交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の規定に基づく補助金の交付の申請があったときは、当該申請書に係る書類等を審査し、適正と認めたときは、交付の決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。  
2 前項の交付決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

（交付申請の取下げ）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた市町村（以下「補助事業者」という。）は、規則第7条の規定に基づき補助金の申請を取り下げようとするときは、交付申請取下書（第2号様式）を補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内に知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容の変更等）

第10条 補助事業者は、次の各号に該当する場合には、遅延なく計画変更承認申請書（第3号様式）又は中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。  
(1) 交付決定を受けた額を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）。  
(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（遂行状況報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の各四半期（第4四半期分を除く）の遂行状況について、知事の要求があったときは、遂行状況報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は知事の定める日のいずれか早い期日までに実績報告書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第13条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、これを審査し、事業が適正に遂行されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告書を提出した補助事業者に通知するものとする。  
2 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。  
3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、（市町村において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合は90日）知事は、期限内に納付がな

い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （補助金の請求）

第14条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、知事が定める日までに概算払請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに精算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

#### （交付決定の取消し等）

第15条 知事は、第10条第2号の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8条の決定の内容（第10条第1号の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

（3）補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

（4）交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第3項の規定を準用する。

#### （補助金調書）

第16条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする補助金調書（第9号様式）を作成しておかなければならない。

#### （立入検査）

第17条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し必要な資料の提出を求め、又は関係職員に帳簿その他の物件を検査させることができる。

#### （証拠書類の整理）

第18条 補助事業者は、補助金に係る経費について、他の経費と明確に区分して収支及び支出を記載した帳簿を備え、その経理の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は前項の帳簿及び補助金にかかる証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

#### （雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項第4号関係）

| 区分       | 対象区分 | 品 目 例                                                                                                                       |
|----------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 野菜       | 青果物  | さやいんげん、ゴーヤー、レタス、スイートコーン、ばれいしょ、さといも、オクラ、かぼちゃ、とうがん、すいか、メロン、ニンジン、ピーマン、島らっきょう、トマト、ミニトマト、きゅうり、キャベツ、モロヘイヤ、バジル、野菜パパイヤ、えだまめ、その他の野菜類 |
| 果樹       |      | マンゴー、パパイヤ、中晩柑類（タンカン等）、パッションフルーツ、シークワーサー、パインアップル、アセローラ、びわ、アデモヤ、スターフルーツ、ドラゴンフルーツ、温州みかん、その他の果樹類                                |
| その他の農産物等 |      | かんしょ（※1）、薬用作物類、ハーブ類、その他の地域特産作物<br>リュウキュウマツ等県産材、特用林産物（きのこ類等）                                                                 |
| 花き       | 花き   | 輪ぎく、小ぎく、スプレーギク、洋ラン、トルゴギキョウ、ストレリチア、ヘリコニア、レッドジンジャー、ソリダコ、切り葉、観葉鉢物、球根切り花類、その他の花き類                                               |
| 畜産物      | 畜産物  | 牛肉類（※2）、豚肉類、鶏肉類、その他の畜産物                                                                                                     |
| 水産物      | 鮮魚等  | エビ類（クルマエビ）、スギ、ハタ類（ヤイトハタ）、海ぶどう（クビレズタ）、アーサ（ヒトエグサ）、マグロ類、カジキ類、イカ類（ソデイカ）、カツオ類、その他の沖縄県内で水揚げされるモズク以外の水産物                           |
|          | モズク  | モズク（※3）                                                                                                                     |

上記の県産農林水産物は、主たる品目を例示するものである。また、単に切断した物や冷凍・解凍した物は、この要綱で定める県産農林水産物に含まれるものとする。ただし、次の掲げるものは適用を除外するものとする。

1 サトウキビ

2 食品表示法で定める加工品

3 次に掲げる注記事項（※）は、この限りでない。

(1) 「かんしょ」については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。

(2) 「牛肉類」については、個体認識番号が確認できる12月齢以上の肉用牛で、かつ60日以内に食肉として処理されることが確認できる場合には、牛肉類として取り扱うものとする。

(3) 「モズク」については、塩蔵されたモズクを含むものとする。

別表第 2（基準額）

| 発地           | 着地   | 輸送方法 | 対象区分 | 基準額（円/Kg） |
|--------------|------|------|------|-----------|
| 沖縄本島         | 県外   | 航空   | 青果物  | 5 0       |
|              |      |      | 花き   | 6 2       |
|              |      |      | 畜産物  | 8 1       |
|              |      |      | 鮮魚等  | 7 1       |
|              |      |      | モズク  | 8 8       |
|              |      | 船舶   | 青果物  | 1 7       |
|              |      |      | 花き   | 2 6       |
|              |      |      | 畜産物  | 1 3       |
|              |      |      | 鮮魚等  | 1 2       |
|              |      |      | モズク  | 8         |
| 宮古島          | 県外   | 航空   | 全区分  | 9 6       |
|              |      | 船舶   | 全区分  | 3 4       |
|              | 沖縄本島 | 航空   | 全区分  | 7 2       |
|              |      | 船舶   | 全区分  | 1 8       |
| 石垣島          | 県外   | 航空   | 全区分  | 9 8       |
|              |      | 船舶   | 全区分  | 3 2       |
|              | 沖縄本島 | 航空   | 全区分  | 8 2       |
|              |      | 船舶   | 全区分  | 2 4       |
| 久米島          | 県外   | 航空   | 全区分  | 1 8 2     |
|              |      | 船舶   | 全区分  | 2 7       |
|              | 沖縄本島 | 航空   | 全区分  | 1 1 9     |
|              |      | 船舶   | 全区分  | 1 5       |
| 南大東島<br>北大東島 | 県外   | 航空   | 全区分  | —         |
|              |      | 船舶   | 全区分  | —         |
|              | 沖縄本島 | 航空   | 全区分  | 1 4 0     |
|              |      | 船舶   | 全区分  | 8         |
| 多良間島         | 県外   | 航空   | 全区分  | —         |
|              |      | 船舶   | 全区分  | —         |

|          |      |    |     |       |
|----------|------|----|-----|-------|
|          | 沖縄本島 | 航空 | 全区分 | —     |
|          |      | 船舶 | 全区分 | 1 8   |
| 石垣周辺離島   | 県外   | 航空 | 全区分 | 1 2 0 |
|          |      | 船舶 | 全区分 | —     |
|          | 沖縄本島 | 航空 | 全区分 | —     |
|          |      | 船舶 | 全区分 | —     |
| 与那国島     | 県外   | 航空 | 全区分 | 1 7 0 |
|          |      | 船舶 | 全区分 | —     |
|          | 沖縄本島 | 航空 | 全区分 | —     |
|          |      | 船舶 | 全区分 | —     |
| 沖縄本島周辺離島 | 県外   | 航空 | 全区分 | 1 0 7 |
|          |      | 船舶 | 全区分 | 1 2   |
|          | 沖縄本島 | 船舶 | 全区分 | 8     |

備考 この表に定める発地又は着地の適用地域は以下のとおりとする。

- (1) 沖縄本島周辺離島 伊平屋島、伊是名島、伊江島、津堅島、粟国島、渡名喜島、渡嘉敷島及び座間味村に属する離島、久高島
- (2) 石垣周辺離島 竹富町に属する離島
- (3) 「—」は、周辺地域の基準額を基に、知事が必要と認めた額